

終戦80年平和祈念碑設置業務 仕様書

1 業務名称

終戦80年平和祈念碑設置業務

2 業務目的

本業務は、「終戦80年平和祈念碑に関する提言書」に基づき、恒久平和の祈念と戦没者等の追悼を目的に平和祈念碑を設置することを目的とするものである。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年8月31日まで

4 業務内容

(1) 設置場所

守山市三宅町100（守山市民運動公園内平和の広場）【別紙1参照】

(2) 業務の概要

- ・平和祈念碑のデザイン、設計（基礎および基礎設置に必要な調査等を含む。）、製作および設置工事（令和7年7月31日までに設置完了）
- ・趣意書の碑（提案書に含まれる場合）のデザイン、設計（基礎および基礎設置に必要な調査等を含む。）、製作および設置工事（令和7年7月31日までに設置完了）
- ・平和祈念碑等設置位置周辺の樹木等の移設、伐採、処分（必要に応じて）

(3) 基本構想

- ア 施設の構成は、平和祈念碑とする。
- イ 業務目的を体現する形状とする。
- ウ 多くの方に訪れていただきたいことから、宗教色がなく、広く人々に受け入れられるものとする。
- エ 維持管理に配慮したものとする。

(4) 構造および材質

- ア 設置場所は公園内であり、安全性に配慮し、容易に倒壊、または損傷することのない構造とすること。
- イ 長年の使用、風雨、温度変化、紫外線等に耐え得るものとする。
- ウ 既存の構造物（平和の祈り像等）の強度に影響を及ぼさないものとする。
- エ 平和祈念碑の大きさは、高さ1.5m、幅2.0m、奥行0.3m以内とし、材質は国産

青御影石とすること。市は、必要によりデザイン・構造の修正を受託者に指示することがある。

オ 平和祈念碑等の位置は、別紙2の位置とすること。（樹木の伐木が必要な場合がある。）向きは、平和の広場にて「平和の祈り像」を中心に平和事業等を行う際に、見る事が可能な向きとすること。

カ 刻銘数は、約1,050名とする。なお、将来的な追加刻銘の可能性もあることから、追加できるスペース（50名程度）を確保すること。

キ 平和祈念碑等は、平和の広場に調和したものとする。

(5) デザイン

ア 恒久平和と戦没者等の追悼という設置目的、設置場所を考慮したデザイン、形状や色にすること。（刻銘の字色を含む。）

イ 将来に渡り、多くの方に訪れていただきたいことから、宗教色がなく、広く人々に受け入れられるものとする。（刻銘の字体を含む。）

(6) 設置にあたっては、守山市民運動公園の所管課（土木管理課）および指定管理者（公益財団法人守山市文化体育振興事業団）の許可、承認を得た上で設置すること。

5 実施設計図等

(1) 施設の詳細については、市と協議の上決定すること。また、必要に応じて資料を作成し市に提出すること。

(2) 施設の詳細が決定した際および市が指示した時に、完成イメージパースを作成し市に提出すること。（本事業の周知のため、広報等にて使用することをご了承ください。）

(3) 施設の実実施設計図は、設置工事着手前に市に提出のうえ、承諾を得ること。

6 業務計画等

本業務の実施に当たり、業務の目的および内容を的確に把握し、業務計画を立案するとともに、必要な準備を行い、契約締結後に速やかに業務計画書を市に提出し、承諾を得ること。

7 施工他について

(1) 関係法令等を遵守するとともに、設置工事に関し、必要となる行政機関等各関係機関との協議を行うこと。

(2) 設置工事の計画・施工に当たって、工程・施工方法・安全対策等について、事前に市と協議の上、十分な対策を講じること。

(3) 設置工事場所について、原状回復を行うこと。

(4) 占用許可申請（着工前までに許可が必要）は市が行うが、必要な図面等は受託者が

用意すること。

8 協議および打合せ等

- (1) 業務における協議および打合せ等は、進捗状況および必要に応じて行うこととする。
- (2) 協議および打合せに当たっては、市の指示する資料および情報の提供を行うこと。
- (3) 協議および打合せを行った際には、その内容を打合せ記録簿に記録し、市に提出し確認を受けること。

9 その他

- (1) 施設の完成（除幕）式典を予定しているため、受託者は、除幕に必要な設備費（幕、ロープ等）について負担すること。なお、詳細については、別途、市と協議し決定することとするが、受託者の独自の提案を妨げないこととする。
- (2) 業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本とし、市と受託者が協議して決定するものとする。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、または他のものに漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失および毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 本業務における成果物は全て市に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与、または使用してはならない。
- (6) 受託者は、第三者が権利を有する著作物を使用するときは、原作者等の著作権および肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うこと。
- (7) 受託者は、業務上のトラブルなど、緊急時には遅滞なく市に報告すること。
- (8) 仕様書について、実施効果を高める有効な方策等がある場合、市と協議のうえ、内容の一部を変更可能とする。
- (9) 受託者は、完了検査に際しては、関係資料を備えておくものとし、受託者の業務担当者は検査に立ち会わなければならない。
- (10) その他、本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、市と受託者が協議して定めるものとする。

10 成果品等

受託者は、業務完了に当たり、次に掲げる図書を各2部提出すること。

- (1) 完了届
- (2) 業務報告書（完成図書）
- (3) 業務施工状況写真
- (4) 業務に要した資料
- (5) 打合せ記録簿
- (6) 石材の産地が証明できる書類
- (7) その他市が必要と求める図書
- (8) (1)から(7)までの市が読み込める電子データを記録した電子媒体

11 支払

- (1) 支払いについては、完了払いとする。
- (2) 年度ごとの支払金額
 - ①令和6年度：－
 - ②令和7年度：事業者提案見積額（上限額：8,800,000円）

12 参考

終戦80年平和祈念碑に関する提言書 別紙のとおり
趣意書 別紙のとおり



琵琶湖方面

野洲市方面

市民球場

平和の広場

市民ホール

草津市方面



